



法律も受けずに、条件を随意に設定しようとするならば、市の単独事業として住宅を建設するしかありません。それがプラスなのかマイナスなのかよく判断した上で、今後の公営住宅の建設を進めていきたい。

また、市営住宅を売却する場合でも、今後関係当局との交渉を経て、十分に可能性、法的な適合性もチェックした上で進めたい。諸条件が整備され売却するとしても、現状のままの条件で継続して住めることを最大限の前提とした。売却や民間委託は、法律上は可能であっても、一方地元や市民の皆さんに理解され、合意され、委託先が可能で初めて着手することになります。

なお、低所得者向けの住宅供給は当然必要ですが、一方において家賃の未収が累積し

ているのは、まことに憂慮すべき事態と認識しています。

## 環境問題

**Q** 北条町内の笠屋町における昨年より問題化している環境問題と、古坂1丁目での5月より表面化している2企業についての公害問題。市側が把握されている経緯と、環境課の今まで取られた対応はどのようなものか。

**A** 笠屋町における悪臭問題は、平成16年9月から製造中の塗装のときに発生し、周辺住民から苦情が寄せられ、市としては現地調査をすると共に、県民局、工場側と協議し、廃棄ダクトを5メートル高くする対策を講じましたが、臭いが拡散しただけで、苦情は減りませんでした。その後、本年1月に悪臭測定、8月に第2回目の悪臭測定と周辺住民の方々と意見交換を実施。そこでは、規制値以下でも、目、喉、鼻などの健康被害の訴えがあり、塗装工程をやめてほしい、工場移転をという強い意見が出ています。工場側からは、苦情や健康

被害の訴えがある限り、規制値以下でも対策を講じ、将来工場を移転したいとの回答を得ています。工場の移転は、できるだけ早い時期にと聞いていますが、先般も市長自らが行き交渉しましたが、移転に伴う資金面でもう少し考えさせてほしいとの返事です。法的な強制権がないので、担当者は歯がゆい思いで交渉しているのが現状です。

古坂の悪臭問題は、本年5月から水等の検査分析に伴い、薬品臭が発生し、周辺の住民から苦情が寄せられています。市より調査に行き指導し、会社側が6月13日に検査薬品の廃棄測定を行ったところ検知濃度以下でした。その後、市の指導や、地元住民からの要望で、6月29日に廃棄ダクト及び洗浄装置を設置しています。それ以降、住民の方からのご意見はいたっていないです。

## 第205回 加西市議会 定例会議決結果

平成17年9月1日(木)～26日(月)

- 議案第46号 監査委員の選任につき同意を求めることについて **原案同意**
- 報告第2号 専決処分したものにつき承認を求めることについて(平成17年度加西市一般会計補正予算(第1号)について) **原案承認**
- 報告第3号 専決処分したものにつき承認を求めることについて(平成17年度加西市水道事業会計補正予算(第1号)について) **原案承認**
- 報告第4号 専決処分したものにつき承認を求めることについて(平成17年度加西市下水道事業会計補正予算(第1号)について) **原案承認**
- 議案第47号 加西市消防団条例の一部を改正する条例の制定について **原案可決**
- 議案第48号 加西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について **原案可決**
- 議案第49号 加西市火災予防条例の一部改正について **原案可決**
- 議案第50号 損害賠償等請求控訴事件の損害賠償額を定め和解することについて **原案可決**

- 議案第51号 兵庫県市町村職員退職手当組合同約の一部を改正することについて **原案可決**
- 議案第52号 北播肢体不自由児機能回復訓練施設事務組合わかあゆ園規約の一部を改正することについて **原案可決**
- 議案第53号 農作物共済の無事戻し金の交付について **原案可決**
- 議案第54号 畑作物共済の無事戻し金の交付について **原案可決**
- 議案第55号 園芸施設共済の無事戻し金の交付について **原案可決**
- 議案第56号 農業共済事業会計特別積立金の取崩しについて **原案可決**
- 議案第57号 平成17年度加西市一般会計補正予算(第2号)について **原案可決**
- 議案第58号 平成17年度加西市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について **原案可決**
- 議案第59号 平成17年度加西市介護保険特別会計補正予算(第1号)について **原案可決**
- 意見書案第5号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書(案)について **原案可決**
- 意見書案第6号 自治体病院の医師確保対策を求める意見書(案)について **原案可決**
- 議案第60号～69号の平成16年度各会計決算案件については決算特別委員会を設置し継続審査。議案第50号の和解内容については広報かさい10月号10頁を御参照下さい。